## the the second was the the second with the the second was to the second was the second was to

● 地域医療振興協会 湯沢町保健医療センター

# ターだより

#### 言葉の温度で ぬくもり添えて やさしさに



〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877-1 TEL (病院) 186-025-780-6543 (歯科) 025-780-6544

URL: http://www.yuzawamed.jp Mail: center@vuzawamed.jp

The state of the s



#### お知らせ

- ★ 本年もお世話になりました。町内は繁忙期を迎えますが、お身体にご留意され良いお年をお迎 え下さい。
- ★ 白内障手術、CTスキャンを用いた内臓脂肪測定、液体窒素による「手足にできるいぼ(ウィルス性)」 の冷凍凝固療法の各診療・治療を行っております。ご希望の方は外来の看護師にお問い合わせ下さ 11
- ★ 原則毎月1回、土曜日にも眼科診療を行っています。
  - (11月に2回診療を行ったため12月の診療はありません)

1月25日、2月22日、3月29日の予定です。

受付時間は8:30~10:00まで



- ★ 職員募集 湯沢町保健医療センターでは、看護師・准看護師・介護福祉士を募集しております。関心 のある方は、186-025-780-6543 総務課 までご連絡下さい。(職員専用の院内託児所もありま す。)
- ★ 入院患者様に面会される方へお願いがございます。患者様への食べ物の差し入れは、原則的に お断りしております。病棟で管理することが難しく、食中毒防止の為にも病棟でのおやつ管理 は行っておりません。ご家族が面会の際に一緒に食べていただくのは構いませんが、分量等確 認させていただきたいと思いますのでナースステーションに声を掛けていただくようお願い致 します。

#### 今月の専門外来診察



診療科	医 師	曜	診察日・その他		
禁煙外来	担当医師	火・金	完全予約制になります。		
		(各午後)	186-025-780-6543 で予約してください		
コンタクト外来	窪田医師	木	12日、26日(完全予約制: <b>登</b> 186-025-780-6543)		
小 児 科 (アレルギー)	中島	金	6日(午後は予約患者様のみとなります)		
口腔外科	日本歯科大学	水	4日、18日 歯科・口腔外科は予約制となります。 <b>2025-780-6544</b> にお電話ください。		

## 今月の休診予定と年末年始救急体制のお知らせ



休診診療科	日(時間)	曜	医師	休診診療科	日 (時間)	曜	医師
地域家庭診療部	12 日	木	平井	歯 科	6日 (14:00~14:45)	金	<b>* F</b>
歯 科	24 日	火	笠 原		10 日 (10:00~11:30)	火	笠 原
	7 H • 21 H	+					

当センターでは、12月29日(日)~1月3日(水)までの休診日においても24時間救急診療を行う体制をとっています。郡市内の救急当番になっていない日(町の広報で当番となっていない時)でも、救急の患者様には対応しております。センターを救急で受診される時は、必ずお電話でご相談下さい。受診される際は、診察券・保険証、現在飲んでいる薬がわかるもの(お薬手帳など)をご持参ください。繁忙期につきお待たせすることもありますがご理解と、ご協力の程よろしくお願い致します。

年末年始診療予定	午前	午後	診療科・備考				
平成25年12月28日(土)	$\circ$	×	午前:地域家庭診療部(総合診療)・歯科				
平成25年12月29日(日)	救急診療体制期間となります。						
平成25年12月30日(月)	救急の患者様に関しては地域家庭診療部(総合診療)の医師が24						
平成25年12月31日(火)	時間対応します。						
平成26年 1月 1日 (水)							
平成26年 1月 2日(木)							
平成26年 1月 3日(金)							
平成26年 1月 4日(土)	$\circ$	×	午前:地域家庭診療部(総合診療)・歯科				
平成26年 1月 5日 (日)	×	×	救急診療体制				
平成26年 1月 6日(月)	0	0	地域家庭診療部(総合診療)・小児科・歯科				

※○=通常診療体制 ×=救急診療体制

※詳しくは12月外来診察予定表をご確認ください。

#### 看護の部屋





7月1日より療養病棟に勤務させて頂いています、上村悦子です。よく人に「何のお仕事をされているの?」と聞かれ「介護の仕事です」と言うと決まって「すごいね。大変だね」との言葉が返ってきます。確かに人と命と向き合う仕事ですから大変な面もあります。でも、私はそんな"大変な仕事"が楽しく、介護の仕事に就き15年になります。私自身、幼い頃、両親が共働きだった為、祖父母と過ごす時間が多く、お年寄りが好きだと言う事もあ

りますが、この仕事を続けていられる最大の理由は介護の仕事ほど、誰かに面と向かって「ありがと う」と言ってもらえる仕事は他にないと思うからです。必要としてくれる方がいて「ありがとう」や

笑顔を頂けるから、私は毎日を楽しく頑張れるのだと思います。これからも患者様から頂く「ありがとう」や素敵な笑顔に支えられながら「あなたがいてくれて良かった」と思って頂ける様な、介護士を目指して頑張りたいと思います。

【療養病棟 介護福祉士 上村 悦子】

#### 研修医師紹介





初めまして。東京慈恵会医科大学病院研修医2年目の田中昌哉と申します。私は東京出身、大学は神奈川県にある北里大学出身です。小学校の頃から大学卒業までバスケットボールをやり、現在夏はサーフィン・スキューバダイビング、冬はスノーボード等スポーツが大好きです。今回一ヶ月間と短い期間ではありますが、患者さん・地域住民の方々と関わりを通し越後湯沢での地域医療を楽しみにしております。ご迷惑をおかけすることも多々あるとは思いますが、どうぞ宜しくお願い致します。 【12/1~12/31 東京慈恵医科大学付属病院 田中 書きを医師】





東京北社会保険病院研修医2年目の大谷侑資と申します。昨年度は、10月に1ヶ月間の研修をさせていただいてから、早1年が経ちました。この1年の間に様々な診療科の研修を行い、個人的なことでは結婚という大きな人生のイベントも経験しました。今年度は、12月から2ヶ月間の研修をさせていただく予定です。この1年間でどれだけ成長できたのかを確かめる良い機会と思っておりますので、非常に楽しみにしております。2ヶ月間よろしくお願いいたします。

【12/2~2/1 東京北社会保険病院 大谷 侑資医師】

#### 浅貝地区出張診療について



来月より冬季の浅貝地区出張診療を浅貝公民館で行います。受診を希望される方は、事前にカルテ、症状によってお薬を用意する関係がございますので、<u>前日までに病院医事課へお電話ください。</u>予約が無い場合は伺いませんのでご了承ください。

平成26年1月9日、平成26年1月23日 平成26年2月6日、平成26年2月20日 平成26年3月6日、平成26年3月20日

いずれも木曜日を予定しております。

診療時間は14:30~15:30です。

#### 投書箱より





★受付の対応が無愛想で不親切であり手際が悪かった。【10/31 男性】

(同内容のご意見がもう1通寄せられました。)

⇒大変申し訳ございませんでした。受付全体の問題と受け止めております。本人への指導はもちろんですが担当職員全員に指導を行い、より良いサービスが提供できるように努力してまいります。

【医事課係長 上野】

### 今月の話題



#### 医師の判断? 医師の許可?

~~~ 東京の空の下から ~~~



またまたやって来ました。インフルエンザとノロウイルスの季節。そして我々医師にとっては、「診断書」「治癒証明書」「登校・登園許可証明書」の季節。さて、ここで泣く子も黙る(?)法律のお話を。

そんな病気になると家で休むのが当たり前のような雰囲気ですが、法律で決まっているのは、何と学校がらみだけなのです。「学校がらみ」って・・・単に私の無知をさらしているだけです。学校に行っている生徒・学生がこの法律の対象であることは確かとして、学校の職員は?幼稚園って学校扱いでしたっけ?知らなくても医者は勤まります。学校保健安全法という金科 玉条 があるので、医師はそれに基づき淡々と事を運ぶだけです。

はぁそうなんですか、って、そうなんですよ。学校がらみ以外は法律なんてないのですよ。ただし保育園に関しては、「保育所における感染症対策ガイドライン」なるものがあります。法律ではないので従わなくても違法ではありませんが、従わないと、かなりマズイことになるでしょうね。まあ事実上、法律みたいなものです。本当に何もないのは、社会人(多分学校職員を除く)。公的機関が「学校保健安全法の定めが参考になります」などと一応は言うものの、強制力はありません。仕事を休む外的根拠は、医師が個人的に(?)発行する診断書という事になるのでしょうかねえ。これとて、医師の意見に過ぎず、やはり強制力を持つわけではありません。それで、インフルエンザの場合は学校保健安全法の中の施行規則により「発症した後5日を経過し,かつ,解熱した後2日」と明確に定められています。(平成24年に改正がありました。追いついてない人、覚えておいて下さいよ。)これは科学的に考えてもほぼ妥当ですし、感覚的にも納得できる線でしょう。

困るのはノロウイルスなんですよ。学校保健安全法施行規則によると「病状により学校医、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」と明記してあります。そんなふうに「明記」されてもねぇ。「感染の恐れ」って何ですか?厚生労働省のホームページにも「明記」してある通り、ノロウイルス感染の場合は自分が治ったと思っても、その後も1か月くらいは体の中にウイルスが残り得ます。また法律でもガイドラインでもありませんが、食品取扱者は症状が改善した後も、「しばらくの間」は直接食品を取り扱う作業を控えるようにとの事です(※1)。「しばらくの間」って何ですか?1か月くらいウイルスは残るかもしれないけど、1か月休めと言うわけにも行かないしなぁ、玉虫色に「しばらく」とか言っておけ、って事ですよね。「厚生労働省のほうに」ご同情申し上げます。

食品関係でもない普通の会社なのに、他人にうつらなくなるまで出て来るなと上司に言われた、という人が毎年たくさんやって来ます。じゃあ自宅療養1か月、とか診断書をもし書こうものなら、上司のほうが、ぶったまげるでしょうね。じゃあどうするんだ、って私に聞かれても知りませんが、中庸と思しき見解は、発症から1週間でしょうかね。(例えば、松本第一高等学校食物科※2)。ただの私の個人的感想です。申し訳ございませんが、この記載に私は責任を負いません。一律に1週間を適用することが妥当とも思いません。普通は症状が収まればOKなんです。

【台東区立台東病院 医師 今井 康友】

X 1 http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf

X 2 http://www.matsumoto1-h.ed.jp/news/2012/12/post-33.html